

大雨により被害を受けられた組合員の皆様へ

〔 公立学校共済組合広島支部
一般財団法人広島県教育職員互助組合 〕

平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた公立学校共済組合・互助組合の組合員の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

平成30年7月9日付けで、今回の大雨により被害を受けられた組合員の皆様に対する支援制度について通知しましたが、当該支援制度のうち災害給付金について、概算払による給付を行います。概算払の支給要件を備えており、早急な給付を希望される方は、別表の「災害見舞金の概算払による対応」欄をご参照の上、当支部に請求してください。

なお、概算払による請求を行った場合でも、住居・家財ごとに損害の程度を判定することにより差額分の追加給付が生じることがあります。この追加請求のための必要書類も、ご準備を進めてください。

また、今回通知の「災害見舞金の概算払」以外の支援制度については、平成30年7月9日付け通知のとおりです。

詳しくは、担当係にご相談ください。

<表の見方>

平成30年7月9日付け通知の番号との対応番号	平成30年7月9日付け通知の内容	公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ		今回通知の概算払に関する内容														
番号	区分	内 容		災害見舞金の概算払による対応														
1	災害見舞金	<p>【概要】非常災害により組合員や被扶養者の住居、家財に1/3以上の損害が生じたときに支給します。</p> <p>【支給要件及び給付額】</p> <table border="1" data-bbox="555 1126 1350 1461"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>災害見舞金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の3月分</td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の2月分</td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額額の1月分</td> </tr> </tbody> </table>		損害の程度	災害見舞金の給付額	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の3月分	1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の2月分	1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の1月分	<p>【概要】左記状況により、床上浸水が30cm以上の損害が生じたときに、災害見舞金（概算払）を支給します。</p> <p>【支給要件及び概算給付額】</p> <table border="1" data-bbox="1400 1121 1895 1254"> <thead> <tr> <th>浸水の程度</th> <th>災害見舞金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上120cm以上</td> <td>標準報酬月額額の1月分</td> </tr> <tr> <td>床上30cm以上</td> <td>標準報酬月額額の0.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【提出期限】 平成30年12月28日（金） 「概算払」として請求される場合は、この期日までに書類を提出してください。</p>	浸水の程度	災害見舞金の給付額	床上120cm以上	標準報酬月額額の1月分	床上30cm以上	標準報酬月額額の0.5月分
損害の程度	災害見舞金の給付額																	
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の3月分																	
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の2月分																	
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額額の1月分																	
浸水の程度	災害見舞金の給付額																	
床上120cm以上	標準報酬月額額の1月分																	
床上30cm以上	標準報酬月額額の0.5月分																	

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ

番号	区分	内 容	災害見舞金の概算払による対応																																												
1	災害見舞金	<p>【概要】非常災害により組合員や被扶養者の住居、家財に1/3以上の損害が生じたときに支給します。</p> <p>【支給要件及び給付額】</p> <table border="1" data-bbox="315 360 1433 874"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>災害見舞金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額<small>の3月分</small></td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額<small>の2月分</small></td> </tr> <tr> <td>1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額<small>の1月分</small></td> </tr> <tr> <td>1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき</td> <td>標準報酬月額<small>の0.5月分</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>【提出書類】</p> <table border="1" data-bbox="315 935 1433 1505"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 訳</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">必須書類</td> <td>1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書</td> <td>13-001, 共済組合広島支部HPよりダウンロード</td> </tr> <tr> <td>2 り災証明書</td> <td>市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの</td> </tr> <tr> <td>3 り災状況等報告書</td> <td>13-005, 共済組合広島支部HPよりダウンロード</td> </tr> <tr> <td>4 り災部分等の写真</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">「全壊・全損」以外のとき</td> <td>5 家財被害状況内訳書</td> <td>13-007, 共済組合広島支部HPよりダウンロード</td> </tr> <tr> <td>6 家屋平面図</td> <td>り災部分を朱書してください。</td> </tr> <tr> <td>7 修繕見積書</td> <td>修繕業者作成のものです。</td> </tr> <tr> <td>8 家屋の価値がわかる書類</td> <td>固定資産税納税通知書など</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	災害見舞金の給付額	1 住居及び家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の3月分</small>	1 住居及び家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の2月分</small>	1 住居及び家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の1月分</small>	1 住居又は家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の0.5月分</small>		内 訳	備 考	必須書類	1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書	13-001, 共済組合広島支部HPよりダウンロード	2 り災証明書	市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの	3 り災状況等報告書	13-005, 共済組合広島支部HPよりダウンロード	4 り災部分等の写真		「全壊・全損」以外のとき	5 家財被害状況内訳書	13-007, 共済組合広島支部HPよりダウンロード	6 家屋平面図	り災部分を朱書してください。	7 修繕見積書	修繕業者作成のものです。	8 家屋の価値がわかる書類	固定資産税納税通知書など	<p>【概要】左記状況により、床上浸水が30cm以上の損害が生じたときに、災害見舞金（概算払）を支給します。</p> <p>【支給要件及び概算給付額】</p> <table border="1" data-bbox="1462 395 2179 541"> <thead> <tr> <th>浸水の程度</th> <th>災害見舞金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上120cm以上</td> <td>標準報酬月額<small>の1月分</small></td> </tr> <tr> <td>床上30cm以上</td> <td>標準報酬月額<small>の0.5月分</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>【提出期限】 平成30年12月28日（金） 「概算払」として請求される場合は、この期日までに書類を提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <table border="1" data-bbox="1462 887 2179 1212"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">必須書類</td> <td>1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書</td> </tr> <tr> <td>2 り災証明書</td> </tr> <tr> <td>3 り災状況等報告書</td> </tr> <tr> <td>4 り災部分等の写真</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 概算請求後に、左表【提出書類】1及び5～8の書類を追加提出することにより、差額を支給します。 なお、請求時効は2年間です。</p> <p style="text-align: right;">短期給付係 ☎082-513-4957</p>	浸水の程度	災害見舞金の給付額	床上 120cm 以上	標準報酬月額 <small>の1月分</small>	床上 30cm 以上	標準報酬月額 <small>の0.5月分</small>		内 訳	必須書類	1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書	2 り災証明書	3 り災状況等報告書	4 り災部分等の写真
損害の程度	災害見舞金の給付額																																														
1 住居及び家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の3月分</small>																																														
1 住居及び家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の2月分</small>																																														
1 住居及び家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に「1」と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に「3」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の1月分</small>																																														
1 住居又は家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に「1」と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の0.5月分</small>																																														
	内 訳	備 考																																													
必須書類	1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書	13-001, 共済組合広島支部HPよりダウンロード																																													
	2 り災証明書	市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの																																													
	3 り災状況等報告書	13-005, 共済組合広島支部HPよりダウンロード																																													
	4 り災部分等の写真																																														
「全壊・全損」以外のとき	5 家財被害状況内訳書	13-007, 共済組合広島支部HPよりダウンロード																																													
	6 家屋平面図	り災部分を朱書してください。																																													
	7 修繕見積書	修繕業者作成のものです。																																													
	8 家屋の価値がわかる書類	固定資産税納税通知書など																																													
浸水の程度	災害見舞金の給付額																																														
床上 120cm 以上	標準報酬月額 <small>の1月分</small>																																														
床上 30cm 以上	標準報酬月額 <small>の0.5月分</small>																																														
	内 訳																																														
必須書類	1 弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書																																														
	2 り災証明書																																														
	3 り災状況等報告書																																														
	4 り災部分等の写真																																														

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ(続)

番号	区分	内 容	災害見舞金の概算払による対応
4	災害対策事業資金	<p>【概要】 災害救助法が発動された地域内外で被害を受けられ、前記1の災害見舞金（短期給付）の支給を受けられる方に災害対策事業資金を支給します。</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が発動された地域内で被害を受けられ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方 ・災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受けられ、かつ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方 <p>【給付額】 対象となられた組合員1人当たり30,000円</p> <p>※ 短期給付の災害見舞金等の請求手続きを、見舞金の請求手続きに代えていますので、災害対策事業資金を受けられるために、提出していただく書類はありません。</p>	<p>左記の【支給対象者】の「短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方」には、災害見舞金（概算払）の支給を受けられる方を含みます。</p> <p style="text-align: right;">健康管理係 ☎082-513-4956</p>

広島県教育職員互助組合の組合員・被扶養者の皆様へ

番号	区分	内 容	災害見舞金の概算払による対応
2	災害見舞金	<p>【概要】 組合員が水震火災その他非常災害によりその住居、家財に損害を受けたとき、以下の(1)又は(2)の支給要件により、災害見舞金を支給します。</p> <p>(1) 【支給要件】 共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき</p> <p>【給付額】 共済組合から標準報酬月額0.5～3.0月分の災害見舞金が給付されるとき ……6万円～30万円 (共済組合への災害見舞金の請求手続きで、この見舞金の請求手続きに代えています。)</p> <p>(2) 【支給要件】 共済組合から災害見舞金の給付がされないとき</p> <p>【給付額】 ① 平屋建ての家屋で床上浸水を受けたとき…………… 3万円 ② 住居又は家財の5分の1以上の損害を受けたとき…………… 3万円 (①及び②の両方に該当するとき…………… 3万円)</p>	<p>【概要】 左記状況により、床上浸水が30cm以上の損害が生じたときに、災害見舞金（概算払）を支給します。</p> <p>(1) 【支給要件】 共済組合から災害見舞金（概算払）の給付を受けたとき</p> <p>【給付額】 6万円～30万円</p> <p>(共済組合への災害見舞金の請求手続きで、この見舞金の請求手続きに代えています。)</p> <p>※ 概算請求後に、共済組合に対して、2頁記載の【提出書類】1及び5～8の書類を追加提出することにより、差額を支給します。</p> <p style="text-align: right;">☎082-228-1386</p>